

港区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(期末手当の減額)</p> <p>第四条 六月一日及び十二月一日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前六月以内の期間において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月がある場合の期末手当は、当該議員の期末手当から、欠席期間に応じて、当該議員の期末手当に同条第一項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>2 基準日の前六月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、減額の割合の高い方の割合を適用する。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(期末手当の減額)</p> <p>第四条 三月一日、六月一日及び十二月一日（以下これらの日を「基準日」という。）の前三月以内の期間とする。次項において同じ。）においては、前条の規定により議員報酬が減額支給された月がある場合の期末手当は、当該議員の期末手当から、欠席期間に応じて、当該議員の期末手当に同条第一項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>2 基準日の前三月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、減額の割合の高い方の割合を適用する。</p> <p>(後略)</p>

2| 令和五年六月に支給する期末手当に関するこの条例による改正後の港区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第四条の規定の適用については、同条中「前六月」とあるのは、「前三月」とする。